

雄武町人事行政の運営等の状況について

本町の人事行政の運営等の状況について、その公平性と透明性を高めることを目的とした「雄武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、次のとおり公表いたします。

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（令和7年4月1日及び前年度）

①令和7年4月1日

職 種 区 分	試 験 採 用			選 考 採 用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一般行政職	2人	2人	4人	0人	0人	0人	4人
医 療 職	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
教 育 職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

②令和6年度

職 種 区 分	試 験 採 用			選 考 採 用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一般行政職	1人	1人	2人	0人	0人	0人	2人
医 療 職	2人	5人	7人	0人	0人	0人	7人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
教 育 職	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 再任用の状況（令和7年4月1日）

再任用職員数	3人 (2人)
--------	------------

※（ ）内は、短時間勤務再任用職員で、外書きとする。

(3) 退職者数（令和6年度）

区 分	男 性	女 性	計
定 年 退 職	1人	2人	3人
勸 奨 退 職	0人	0人	0人
そ の 他	10人	13人	23人
再就職した者	11人	15人	26人

(4) 部門別職員数の状況 (令和7年4月1日)

部 門 \ 区 分		職 員 数		対前年 増減数	増 減 理 由
		7年度	6年度		
一般行政部門	議 会	2人	2人	0人	
	総 務	24人	28人	△4人	総務課付(休職)増 2人 欠員不補充 △5人 短時間勤務へ変更 △1人
	税 務	3人	3人	0人	
	民 生	22人	28人	△6人	欠員不補充 △5人 短時間勤務へ変更 △1人
	衛 生	9人	12人	△3人	欠員不補充 △3人
	農林水産	14人	14人	0人	
	商 工	3人	2人	1人	外部団体へ派遣 1人
	土 木	7人	11人	0人	
	小 計	83人	95人	△12人	
政 特別 部 門 行	教 育	7人	11人	△4人	退職者不補充 △4人
	小 計	7人	11人	△4人	
会 公 計 営 部 企 門 業 等	病 院	30人	30人	0人	
	簡易水道	2人	4人	△2人	欠員不補充 △2人
	下 水 道	1人	1人	0人	
	そ の 他	15人	16人	△1人	欠員不補充 △1人
	小 計	48人	51人	△3人	
合 計		138人 (48人)	157人 (35人)	△19人 (13人)	

※ () 内は、フルタイム会計年度任用職員で、外書きとする。

※短時間勤務再任用職員は除く

(5) 定員適正化の状況

年次別進捗状況（各年4月1日現在）

区 分 部 門		31年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
一般行政	減 員	5人	0人	4人	4人	1人	△8人	△19人
	増 員	6人	1人	1人	6人	3人	11人	7人
	差 引	1人	1人	△3人	2人	2人	3人	△12人
	職員数	90人	91人	88人	90人	92人	95人	83人
特別行政	減 員	1人	1人	0人	0人	0人	△5人	△5人
	増 員	3人	0人	1人	1人	0人	4人	1人
	差 引	2人	△1人	1人	1人	0人	△1人	△4人
	職員数	11人	10人	11人	12人	12人	11人	7人
公営企業	減 員	1人	0人	0人	0人	1人	△8人	△9人
	増 員	0人	0人	3人	1人	6人	8人	6人
	差 引	△1人	0人	3人	1人	5人	0人	△3人
	職員数	42人	42人	45人	46人	51人	51人	48人
計	減 員	7人	1人	4人	4人	2人	△21人	△33人
	増 員	9人	1人	5人	8人	9人	23人	14人
	差 引	2人	0人	1人	4人	7人	2人	△19人
	職員数	143人	143人	144人	148人	155人	157人	138人

(6) 身体障がい者の任用状況（令和7年6月1日現在）

任用職員数	7人
-------	----

(7) 女性職員の登用状況（令和7年4月1日現在）

課 長 等	課長補佐等	係 長	主 査	係	計
2人	3人	6人	5人	33人	49人

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度一般会計決算）

人 件 費	977,207千円
-------	-----------

(2) 職員給与費の状況（令和7年度一般会計予算）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当等	期末・勤勉手当	計
107人 (39人)	397,438千円 (103,199千円)	46,560千円 (1,262千円)	153,891千円 (37,610千円)	597,889千円 (142,071千円)

※ 職員数109人のうち、2人分の給料を介護保険事業特別会計において計上しているため、給料の職員数については107人となる。

※ () 内は、フルタイム会計年度任用職員で、外書きとする。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月実績）

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	41.2歳	318,104円	337,408円
医 療 職			
・医師職	— 歳	— 円	— 円
・看護保健職	43.4歳	334,386円	346,167円
・医療技術職	45.0歳	339,340円	357,082円
技 能 労 務 職	— 歳	— 円	— 円
教 育 職	— 歳	— 円	— 円

※該当者が3人以下の箇所は不記載とする。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	学 歴	初 任 給	2年後給料
一 般 行 政 職	大学卒	220,000円	238,900円
	高校卒	188,000円	199,400円
技 能 労 務 職	大学卒	207,400円	218,400円
	高校卒	179,100円	186,900円
看護保健職（保健師）	大学卒	264,900円	272,400円
看護保健職（正看）	短大卒	257,100円	263,800円
医療技術職（薬剤師）	大学卒	269,400円	275,000円

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	学 歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	——	——	——
	高校卒	——	——	——
技 能 労 務 職	大学卒	——	——	——
	高校卒	——	——	——

※該当者が3人以下の箇所は不記載とする。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数
1級	事務補、技術補、主事補、技師補	20人
2級	主事、技師	13人
3級	主査	15人
4級	係長	30人
5級	課長補佐等、課長等	7人
6級	課長等	16人

(7) 昇給期間の短縮の状況（令和6年度実績及び令和5年度実績）

区 分		人 数
令和6年度	職員数	157人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	0人
令和5年度	職員数	155人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	0人

(8) 職員手当の状況 (令和7年4月1日現在)

① 期末手当・勤勉手当

期 末 手 当 勤 勉 手 当	1人当たり平均支給額 (令和6年度)		
	1, 610, 136円		
	(令和7年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1. 25月分	1. 05月分
	12月期	1. 25月分	1. 05月分
	計	2. 50月分	2. 10月分
	(加算措置の状況)		
	職務の級による加算措置 (役職加算)		

② 退職手当

退 職 手 当	(支給率)		
		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例措置		
	1人当たりの平均支給額 (令和6年度)		
	6, 728千円 (17人)		

③ 特殊勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	10, 216千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和6年度決算)	300, 462円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	21. 6%
手当の種類 (手当数)	9種類

④ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	21, 383千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和6年度決算)	136, 200円
支給実績 (令和5年度決算)	20, 574千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和5年度決算)	162, 395円

⑤その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	支給対象職員	支 給 単 価
扶 養 手 当	扶 養 親 族 を 有 す る 職 員	・配 偶 者 3, 0 0 0 円 ・子 1 1, 5 0 0 円 ・父母等 6, 5 0 0 円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人につき5, 0 0 0 円加算
住 居 手 当	借家、借間居住者 及び世帯主自宅 所 有 者	・借家、借間居住者 2 8, 0 0 0 円まで ・自宅所有者 1 0, 0 0 0 円※取得後5年まで
通 勤 手 当	交通機関利用者 自家用車使用者	・交通機関利用者 運賃に応じ支給 ・自家用車使用者 2, 0 0 0 円～1 8 7 0 0 円
管 理 職 手 当	管 理 職	・それぞれ給料月額に下記の割合を乗じる - 課長等 1 0 0 分の 9 - 課長補佐等 1 0 0 分の 7 - 医師 1 0 0 分の 1 3

・上記支給実績及び1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）

手 当 名	支 給 実 績	支給職員1人当たり平均支給額
扶 養 手 当	8, 6 1 2 千円	2 0 0, 2 8 4 円
住 居 手 当	8, 7 3 1 千円	2 1 2, 9 5 4 円
通 勤 手 当	5 0 6 千円	4 6, 0 1 8 円
管 理 職 手 当	1 2, 6 3 3 千円	4 5 1, 1 9 4 円

（9）特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 ・ 報 酬 月 額 等	
給 料	町 長		7 8 6, 0 0 0 円
	副 町 長		6 2 9, 0 0 0 円
	教 育 長		5 6 5, 0 0 0 円
報 酬	議会議長		2 8 0, 0 0 0 円
	同副議長		2 2 0, 0 0 0 円
	同委員長		1 9 5, 0 0 0 円
	同 議 員		1 8 0, 0 0 0 円
期 末 手 当	町 長	(令和7年度支給割合)	4. 6 0 月分
	副 町 長		4. 6 0 月分
	教 育 長		4. 6 0 月分
	議会議長		4. 6 0 月分
	同副議長		4. 6 0 月分
	同委員長		4. 6 0 月分
	同 議 員		4. 6 0 月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	副 町 長	1 2 月につき 5.126 月分	任期終了毎
	教 育 長	1 2 月につき 3.234 月分	〃 (通算有)
		1 2 月につき 2.838 月分	〃 (通算有)

3. 勤務時間その他の勤務条件状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息時間	休 憩 時 間
38時間45分	8時30分	17時15分	なし	12:00～13:00

(2) 休暇制度の概要（令和7年4月1日）

休暇の種類	休 暇 を 与 え る 期 間 等	有給・無給 の 別
年次有給休暇	1年につき20日。残日数の20日を限度として翌年に繰り越すことができる。	有 給
夏季休暇	6月から10月の期間内において連続する3日の範囲内。	有 給
忌引の休暇	死亡した者の続柄に応じて、1日から7日の範囲内。	有 給
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合に必要と認められる期間。	有 給
官公署出頭休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として他官公署へ出頭する場合に必要と認められる期間。	有 給
住民減失等休暇	地震、水害、火災その他の災害による場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合7日の範囲内の期間。	有 給
災害事故休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難と認められる期間。	有 給
災害時退勤休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間。	有 給
感染症休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通を制限され又は遮断された場合に必要と認められる期間。	有 給
法要の休暇	配偶者及び1親等の血族に限り1日。	有 給
結婚の休暇	5日以内。	有 給
不妊治療の休暇	不妊治療に係る通院等を認められる場合で、1の年において5日以内	有 給
配偶者の出産の休暇	2日以内。	有 給
妊娠出産後通院休暇	妊娠満23週まで4週間に1日。 妊娠満24週から満35週まで2週間に1日。 妊娠満36週から分べんまで1週間に1日。 出産後1年まで1日。	有 給
育児参加の休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間で、5日以内。	有 給
産前産後の休暇	分べん予定日前6週間以内に出産する予定である女子職員が出産の日までに申し出た期間。 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間。	有 給
育児の休暇	生後1年に達しない子に授乳等を行う場合に1日2回それぞれ45分以内。	有 給
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子の看護を認められる場合で、一の年において5日以内。	有 給

休暇の種類	休 暇 を 与 え る 期 間 等	有給・無給 の 別
骨 髄 移 植 休 暇	骨髄移植のための骨髄液の提供の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため必要と認められる期間。	有 給
ボランティア休暇	報酬を得ないで社会に貢献する活動を認められる場合で、1の年において5日以内。	有 給
短 期 介 護 休 暇	介護等を認められる場合で、1の年において5日以内。	有 給
病 気 休 暇	療養が必要と認められる必要最小限度の期間。	有 給
介 護 休 暇	介護を必要とする連続する6月の期間内において必要と認められる期間。	無 給
介 護 時 間	介護を必要とする連続する6月の期間内において必要と認められる2時間を限度とする時間。	無 給
組 合 休 暇	1年において30日の範囲内で、職員団体の業務又は活動に従事する期間。	無 給

(3) 年次有給休暇の取得状況 (令和6年実績)

総付与日数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日時数	取 得 率
5, 704日	1, 912日	157人	12.2日	33.5%

(4) 育児休業の取得状況 (令和6年度)

区 分	男 性	女 性	計
育児休業の承認件数	0件	2件	2件
育児休業期間延長の承認件数	0件	1件	1件

(5) 介護休暇の取得状況 (令和6年度)

区 分	男 性	女 性	計
介護休暇の承認件数	0件	1件	1件

4. 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (令和6年度)

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	7人	7人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数 (令和6年度)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・上記のほか、任命権者が定める場合
 - ①町の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ②職務に関連する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ③町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
 - ④国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義を行う場合
 - ⑤職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道、町又はその他の地方公共団体、学校が行うものに参加する場合
 - ⑥職務遂行上必要な国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
 - ⑦地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服の申立てをし、及びその審理に出頭する場合
 - ⑧法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
 - ⑨前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（令和6年度）

研 修 名	実 施 主 体	期 間	人 数
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	2日	2人
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	2日	3人
新規採用職員研修	オホーツク町村会	3日	6人
初級職員研修	オホーツク町村会	3日	9人
中級職員研修	オホーツク町村会	3日	3人
監督者研修	オホーツク町村会	3日	2人
法務基礎研修	オホーツク町村会	1日	4人
デジタル創発塾	全国町村会	4回	1人
ハラスメント研修	雄武町	2日	88人
こころの健康づくり研修	雄武町	3日	96人

(2) 人事評価の評定の状況（令和6年度）

評 定 の 回 数	1回
評 定 の 時 期	4月
評 定 の 対 象 人 数	133人

7. 福利及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業の状況（令和6年度）

区 分	受診職員数
健康診断	40人
総合健診（30歳以上隔年、40歳以上全職員）	143人

(2) 親睦会等への補助金（負担金）状況（令和6年度）

区 分	金 額
役場親睦会補助金	0 千円
病院互助会補助金	0 千円
北海道市町村職員福祉協会負担金	4 7 6 千円

(3) その他福利厚生事業の状況（令和6年度）

事 業 内 容	職員数
雄武町職員永年勤続表彰	1 人